

市税の軽減措置チェックシート

(1) 軽減措置の内容

担当	健康局健康推進部こころの健康センター		
概要	身体障がい者等が所有し専用する軽自動車等(1台に限る。)について免除		
目的	障がい者の社会参加の促進に寄与するため、障がい者に対して軽自動車税の軽減措置を行う。		
税目	軽自動車税(種別割)		
軽減対象	・ 令和7年度分から令和9年度分まで ・ 現行 市税条例施行規則第6条第1項第1号に掲げるもの ・ 軽自動車税の対象となるもの		
軽減割合	軽自動車税 100%		
軽減期間	3年間		
減収見込額等	令和7年度 今後 3年間見込	121千円 363千円	
導入経費 (別途予算要求有)	税システム・事務運営において、新たな経費は発生しない。		

(2) 直近の見直し状況

見直した時期	なし
内 容	

(3) 効果の検証

指標・目標値	令和4年度～令和6年度見込 減免対象件数(福祉局分含む) 6,276件・・・① (うち健康局分39件)		
効果測定方法	達成度(②/①×100%)		
達成状況	令和4年度～令和6年度実績 減免対象件数(福祉局分含む) 6,214件・・・② (内訳) 令和4年度実績 2,062件(うち健康局分8件) 令和5年度実績 2,072件(うち健康局分12件) 令和6年度実績(令和6年7月1日現在) 2,080件(うち健康局分10件) 達成度(②/①×100%) 99.0%		

効果の評価		理由
十分効果をあげている	☒	効果見込に比して、同等程度の減免実績がある。
一定の効果をあげている	☐	
効果に疑問がある	☐	
その他	☐	

(4)確認項目

基本的視点		適	不適	説明
1	法律との整合性	■	☐	前回の見直し時点から、根拠となる地方税法第463条の23の改正がないため問題ない。
2	公益上の必要性	■	☐	身体障がい者等の日常生活に不可欠のものであり、軽自動車を使用することにより、自立した日常生活を営むとともに、社会参加の促進に寄与している。
3	実務上の妥当性	■	☐	前回の見直し時点から、取扱いに変更がないため問題ない。
4	対象を定める期間の妥当性	■	☐	社会経済情勢等の変化に応じて、制度の必要性を検証するためには、単年度ではなく、一定期間が必要であり、3年間という軽減期間は妥当である。
5	軽減期間の妥当性	■	☐	社会経済情勢等の変化に応じて、制度の必要性を検証するためには、単年度ではなく、一定期間が必要であり、3年間という軽減期間は妥当である。
6	手段の妥当性	■	☐	税軽減ではなく、新たな補助制度により対応とした場合、対象者・行政共に、市税の納付・収納と補助金の申請・交付という二重の事務手続きやコストが生じることとなるため、税軽減措置は妥当である。
7	他の施策との関係	■	☐	軽自動車の購入補助金や軽自動車税相当の補助金制度はない。
8	減収見込額の妥当性	■	☐	令和6年度までの実績を踏まえるとともに、税制改正の影響を見込んでいることから、減収見込額は妥当である。

(5) 今後の方向性

☒ 現行のまま継続 ☐ 見直したうえで継続 ☐ 廃止する ☐ その他	→ → →	現行のまま継続する理由 軽自動車の利用により身体障がい者等の社会参加が促進されており、障がい者等の日常生活にとって必要な生活手段の一つとなっている。 他の施策との関係や手段等の妥当性もあり、現行のまま引き続き実施していく必要があると考える。
その他の内容	→	見直しの理由及び内容 見直しの時期
	→	廃止の理由 廃止の時期

終期設定
令和 9 年度

☐ 終期到来により廃止
☒ 終期到来時に再検討

次回検証年度(予定)
令和 9 年度

(6) 財政局のコメント(今後の課題等)

当該軽減措置の令和4年度から6年度の適用実績は、増加傾向にある。
当該軽減措置は障がい者の社会参加の促進に寄与していると考えられ、また、公益上の必要性等は平成24年7月の市政改革プランによる検討時と状況は変わらないため、「今後の方向性」のとおり現行のまま継続することは適当である。
【適用実績・・・平成25年度～27年度:5,489件、平成28年度～30年度:6,057件、令和元年度～3年度:6,131件、令和4年度～6年度:6,214件】

市税の軽減措置チェックシート

(1) 軽減措置の内容

担当	健康局健康推進部こころの健康センター		
概要	身体障がい者等(満18歳以上の軽度身体障がい者を除く。)と生計を一にする者が所有し、かつ、当該身体障がい者等のために専用する軽自動車等(1台に限る。)について免除		
目的	障がい者の社会参加の促進に寄与するため、障がい者と生計を一にする者に対して軽自動車税の軽減措置を行う。		
税目	軽自動車税(種別割)		
軽減対象	・ 令和7年度分から令和9年度分まで ・ 現行 市税条例施行規則第6条第1項第2号に掲げるもの ・ 軽自動車税の対象となるもの		
軽減割合	軽自動車税 100%		
軽減期間	3年間		
減収見込額等	令和7年度 今後 3年間見込	283千円 849千円	
導入経費 (別途予算要求有)	税システム・事務運営において、新たな経費は発生しない。		

(2) 直近の見直し状況

見直した時期	なし
内 容	

(3) 効果の検証

指標・目標値	令和4年度～令和6年度見込 減免対象件数(福祉局分含む) 4,299件・・・① (うち健康局分81件)		
効果測定方法	達成度(②/①×100%)		
達成状況	令和4年度～令和6年度実績 減免対象件数(福祉局分含む) 4,212件・・・② (内訳) 令和4年度実績 1,392件(うち健康局分26件) 令和5年度実績 1,393件(うち健康局分28件) 令和6年度実績(令和6年7月1日現在) 1,427件(うち健康局分29件) 達成度(②/①×100%) 97.9%		

効果の評価		理由
十分効果をあげている	☒	効果見込に比して、2.1%減の減免実績がある。
一定の効果をあげている	☐	
効果に疑問がある	☐	
その他	☐	

(4)確認項目

基本的視点		適	不適	説明
1	法律との整合性	■	☐	前回の見直し時点から、根拠となる地方税法第463条の23の改正がないため問題ない。
2	公益上の必要性	■	☐	身体障がい者等の日常生活に不可欠のものであり、軽自動車を使用することにより、自立した日常生活を営むとともに、社会参加の促進に寄与している。
3	実務上の妥当性	■	☐	前回の見直し時点から、取扱いに変更がないため問題ない。
4	対象を定める期間の妥当性	■	☐	社会経済情勢等の変化に応じて、制度の必要性を検証するためには、単年度ではなく、一定期間が必要であり、3年間という軽減期間は妥当である。
5	軽減期間の妥当性	■	☐	社会経済情勢等の変化に応じて、制度の必要性を検証するためには、単年度ではなく、一定期間が必要であり、3年間という軽減期間は妥当である。
6	手段の妥当性	■	☐	税軽減ではなく、新たな補助制度により対応とした場合、対象者・行政共に、市税の納付・収納と補助金の申請・交付という二重の事務手続きやコストが生じることとなるため、税軽減措置は妥当である。
7	他の施策との関係	■	☐	軽自動車の購入補助金や軽自動車税相当の補助金制度はない。
8	減収見込額の妥当性	■	☐	令和6年度までの実績を踏まえるとともに、税制改正の影響を見込んでいることから、減収見込額は妥当である。

(5) 今後の方向性

☒ 現行のまま継続 ☐ 見直したうえで継続 ☐ 廃止する ☐ その他	→ → →	現行のまま継続する理由 軽自動車の利用により身体障がい者等の社会参加が促進されており、障がい者等の日常生活にとって必要な生活手段の一つとなっている。 他の施策との関係や手段等の妥当性もあり、現行のまま引き続き実施していく必要があると考える。
その他の内容	→	見直しの理由及び内容 見直しの時期
	→	廃止の理由 廃止の時期

終期設定
令和 9 年度

☐ 終期到来により廃止 ☒ 終期到来時に再検討

次回検証年度(予定)
令和 9 年度

(6) 財政局のコメント(今後の課題等)

当該軽減措置の令和4年度から6年度の適用実績は、増加傾向にある。
当該軽減措置は障がい者の社会参加の促進に寄与していると考えられ、また、公益上の必要性等は平成24年7月の市政改革プランによる検討時と状況は変わらないため、「今後の方向性」のとおり現行のまま継続することは適当である。
【適用実績・・・平成25年度～27年度:3,576件、平成28年度～30年度:3,746件、令和元年度～3年度:4,048件、令和4年度～6年度:4,212件】